

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱基準

1 目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項第8項に規定する協賛の取扱について、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	感謝状等	対応方法
企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式
	50万円未満 10万円以上		持参
	10万円未満	礼状	郵送

3 協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	ホームページ	プログラムまたは報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・団体等	10万円以上	協賛者ロゴ(バナー)貼付、写真および記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	可
	10万円未満	協賛者名掲載			

4 その他

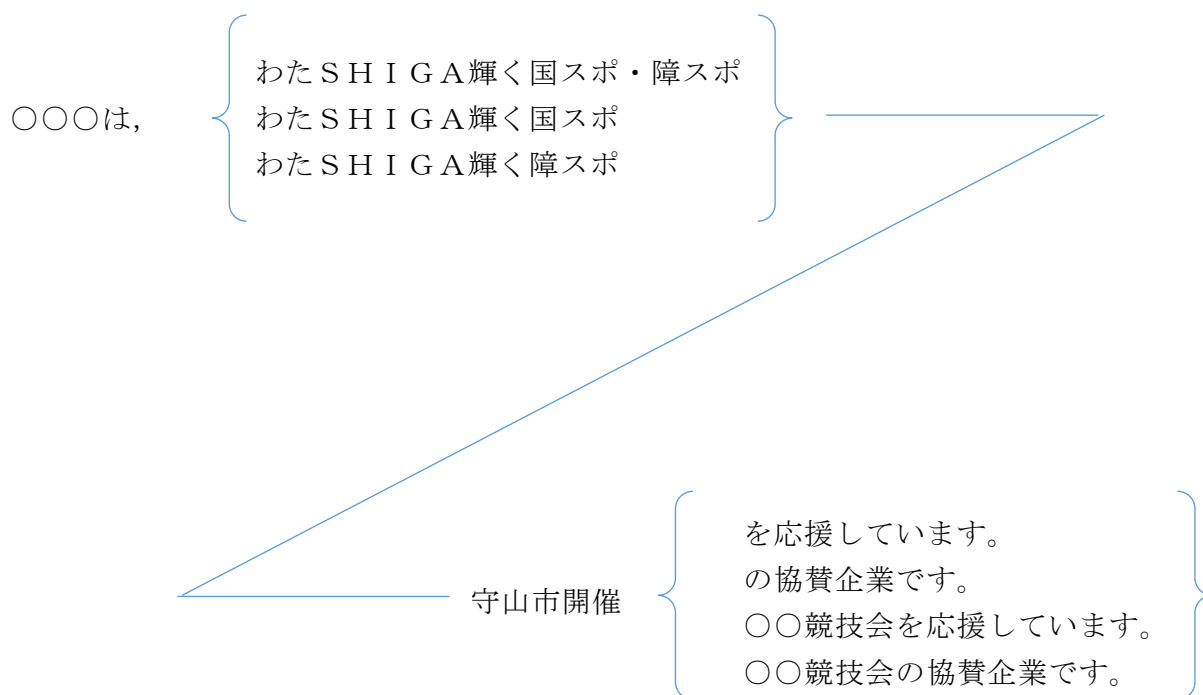
この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

5 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の

呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に市実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)



※市・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。